

消費生活センターにご相談ください

消費生活知識 69

電話勧誘での電気契約切り替えトラブル

〜切り替える意思がなければ検針票の情報は伝えない〜



事例1

大手電力会社の関連会社と称して電話があり「スマートメーターを設置すれば電気代が安くなる。設置にあたり、検針票のお客番号や供給地点特定番号を教えてください」と言われ伝えてしまった。

その後、怪しいと思い、大手電力会社に問い合わせたところ「そのような電話はしていない。他の事業者と契約を締結している可能性がある」と言われた。

事例2

現在契約先とは別の小売り電気事業者から「電気とガスのセット契約をすればキャンペーンで割引になる」と言われ、資料請求のつもりで聞かれるまま検針票の情報を伝えた。

後日、書類が送られてきたがそのままにしていた。その後、電気料金の明細書が届き、いつの間にか資料を送ってきた電力会社との契約になっていた。

電力の契約は地域ごとの電力会社との契約でしたが、2016年4月からは小売り自由化により、多様な業種や業態の事業者の中から契約を選択できるよつになりました。

▼電気の切り替えについて勧誘の電話があった場合は、事業者名や連絡先を確認し、必要なければつきり断りましょう。

▼消費者が電気の契約を切り替える場合、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号等が必要になります。これらの情報を聞かれても切り替えの意思がなければ答えないようにしましょう。

▼契約先を切り替える際、小売り電気事業者には、料金を含む供給条件の書面による説明義務があります。「電気代が割引になる」と勧誘された際は、適用期間や解約金などの契約内容を確認しましょう。

*スマートメーター・・・これまでの使った電気をはかるだけのメーターとは異なり、通信機能を有し、遠隔での検針等が可能となる新しい電力量計。

▼相談日時 月々金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時〜正午、午後1時〜4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター

(役場1階 地域生活課内)

▼相談専用電話番号 ☎ 9153

平成31年度の国民年金

保険料について

●平成31年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、16,410円(月額)となります。

また、国民年金においては、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納制度」があります。

・6ヶ月分前納する場合

□座振替 97,340円(1,120円割込)
納付書払い 97,660円(800円割込)

・1年間前納する場合

□座振替 192,790円(4,130円割込)
納付書払い 193,420円(3,500円割込)

・2年間前納する場合

□座振替 379,640円(15,760円割込)
納付書払い 380,880円(14,520円割込)

※クレジットカード納付の前納の保険料額は納付書払いと同じ金額になります。

※6ヶ月(4〜9月分)・1年及び2年前納の口座振替及びクレジットカードの申込みについては、平成31年2月末が申込期限のため、平成31年度についてはすでに終了しています。納付書払いについては、4月中であれば手続きが可能です。

▼問い合わせ先

住民課 国保年金係

☎ 9134

宇都宮西年金事務所

☎ 028(622)42801

下水道で住みよいまちづくり

快適な生活環境の確保と河川の水質汚濁防止を図るため、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽の設置整備事業により、家庭から出る汚水の浄化に努めています。

●公共下水道の整備状況

平成30年度末での〇〇ヘクタールの区域が、公共下水道を利用できるようになりました。新たに下水道が利用できる区域は主に次のとおりです。

- ・平成31年4月より
- ・石田地区の一部
- ・上三川地区の一部
- ・上梁地区の一部

●農業集落排水処理施設の整備状況

農業集落排水は全地区整備を完了しています。

●接続はお早めに

下水道が使用できる地域は、すみやかに接続をお願いします。接続するための排水設備の工事は、町指定工事業者に直接お申し込みください。

なお、町指定工事業者については、上下水道課で確認できるほか、町ホームページにも掲載しています。

●下水道を使用される皆さんへのお願い

最近、雨が降った時の下水処理場への流入量が増えています。町の下水道は、汚水専用です。(本郷台団地、ゆうきが丘団地等、一部の地域では雨水専用もあります。)

下水の処理には、ポンプ等沢山の機械を動かすため、雨水の流入は無駄な電気代がかかってしまいます。また、流入量が処理能力を超えた場合は、適正な処理ができません。雨水が入らないよう次のことをお願いします。

- ・雨ごいの排水は、絶対に接続しないでください。
- ・宅地内のますが破損した時は、早めに修理をしてください。
- ・外流しを使用しないときは、栓をするなどしてください。

●平成31年度整備計画

公共下水道事業は、石田地区、上三川地区等の整備を予定しています。

▼問い合わせ先

- 上下水道課 下水道業務係
☎ 9167
- 上下水道課 下水道工務係
☎ 9144

【花粉症対策】十分な睡眠をとって疲労やストレスをためないよう注意しましょう。

町水道へ切り替えませんか？ ～水道加入金を減免します～

町水道の加入促進のため、平成31年4月1日から、井戸水等を使用している方が町水道に切り替える場合に、水道加入金を半額に減免します。

3年間の期間限定となります。ぜひこの機会に、町水道への切り替えをご検討ください。

〈町水道にはメリットがたくさんあります〉

- ・定期的に、水質検査(毎月)、放射性物質検査(年4回)を行っている、安全で安心なお水です。
- ・井戸水のように、地下水が減って出なくなる心配がありません。24時間、安定して水道水を利用できます。停電時にも利用できます。
- ・井戸水のポンプやモーター等のメンテナンスが不要です。給湯設備等が井戸水よりも長持ちする傾向です。

▶減免期間(申請受付期間)＝

平成31年4月1日から3年間

▶減免の対象となる方＝

- 以下の条件すべてに該当する、水道新規加入者
 - ・井戸水等の自家用水道から町水道へ切り替える方
 - ・家事用として水道を使用する方
 - ・メーター口径が13mm、20mm、25mmの方
 - ・町税等を滞納していない方
- ※増径は対象外です。



▶減免の額＝

メーター口径	加入金の額(税抜)	減免額(税抜)
13mm	50,000円	25,000円
20mm	135,000円	67,500円
25mm	230,000円	115,000円

※上記の減免額に消費税を加えた額を減免します。

▶申請方法＝

給水装置工事の申請時に「上三川町水道事業加入金減免申請書」を上三川町指定給水装置工事業者に提出してください(申請書は上下水道課窓口及び町ホームページからも入手できます)。

▶問い合わせ先＝上下水道課 上水道業務係 ☎ 9168